

J-ITBOXチャーター便約款

開自貨第1205号 認可年月日 令和2年1月13日

- 目次
第一章 総則(第一条)
第二章 運送業務等
第一節 引受け(第二条-第十条)
第二節 引渡し(第十一条-第十五条)
第三節 指図(第十六条-第十七条)
第四節 事故(第十八条-第二十条)
第五節 オプション作業(第二十一条-第二十三条)
第六節 責任(第二十四条-第三十四条)

第一章 総則
第一条 当店の経営するJ-ITBOXチャーター便事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により、また、

第二章 運送業務等

第一節 引受け
第二条 当店は、運送の申込みの受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
第三条 荷送人は、当店の運送の申込みをするとき、次の事項を口頭、書面又は電磁的方法による伝達により、発送予定日前日の当店が定める時間までに、当店に伝えなければなりません。

第四条 当店は荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を第六条第一項に定めるボックス1本ごとに発行します。
第五条 当店は、送り状に記載された荷物の品名、重量、個口数及び性質につき荷送人が第三条第一項に基づいて通知した内容に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

第六条 前項の規定により点検をした場合において、荷物の品名、重量、個口数及び性質が、荷送人が第三条第一項に基づいて通知した内容と異なるときは、荷送人の賠償をします。
第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の申込みを拒絶し、また運送の申込み引受け後に発覚した場合は、引受けを解除できるものとします。

一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
二 荷送人が、第三条第一項各号の事項を通知せず、又は第五条第一項の規定による点検に同意しないとき。
三 荷造り又は荷物の重量がボックス積載での運送に適さないとき。

の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等善良の風俗に反するものであるとき。
善し悪しを問はずに、荷送人が次に掲げるものであるとき。
六 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

七 荷物が次に掲げるものであるとき。
ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
イ 当店で荷物の性質により、特に引受けを拒絶すると定めた次のもの
ウ 有価証券類

八 天災その他やむを得ない事由があるとき。
九 当店は運送を引き受けた後に前項各号に該当することを知らなかった場合において、荷送人と対応した場合は、直ちに運送を中止し、第五号又は第六号に該当する場合には、運送を行わない旨を遅滞なく荷送人に通知した上で、荷物を荷送人に返送した場合は、荷送人の負担とする場合があるとき。

第十条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。
第十一条 当店は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することを認めることがあります。

第十二条 前二項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、当店は、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後荷送人に対し、その過不足分を精算します。
第十三条 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第十四条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第十六条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第十八条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第十九条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二十条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第二十一条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二十二条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第二十三条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二十四条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第二十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

第二十六条 当店は、送料等の割戻しはしません。
第二十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の運送機関を利用して運送することがあります。

荷物の売却その他の処分をすることができず。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であつて、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることがあります。
2 当店は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知します。
3 当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その処分により得られた代金を、当店の荷送人に対する指図の請求並びに荷物の保管及び処分を要した費用に充当し、その上で不足があるときは荷送人に不足額の支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第三節 指図
第十六条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処理につき指図をすることがあります。
17 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡ししたときは、行使することができません。
18 第一項に規定する指図に従つて行う処理に要する費用は、荷送人の負担とします。

第十七条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
第十八条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人へ通知します。

第十九条 当店は、荷物の減失を発生させたときは、遅滞なくその旨を荷送人へ通知します。
20 当店は、荷物の著しい損傷を発生したとき、又は荷物の引渡しがお届け希望日より著しく遅延する期間を定め、返送その他の適切な処理をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人へ通知します。

第二十条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
21 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十一条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
22 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十二条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
23 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十三条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
24 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十四条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
25 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十五条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
26 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十六条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
27 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

第二十七条 当店は、荷物の全部減失に関し証明の請求があつたときは、事故証明書をお届け希望日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。
28 当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該荷物を引渡した日の当日に限り、事故証明書を発行します。

する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
(荷送人の申告が不実、不備であつた時の責任)
第二十六条 当店は、荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

第二十七条 当店は、次の事由による荷物の減失、損傷、遅延その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該荷物の欠陥、自然の消耗
二 当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 見えない異常な交通障害
六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八 荷送人又は荷受人の故意又は過失
(引受け制限荷物等に関する特別)

第二十八条 荷物の損傷又は一部減失について当店の責任は、荷受人が留保しない限り、荷物を一切負いません。
2 第七条第一項第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の減失、損傷又は遅延については、損害賠償の責任を負いません。
3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を当店に通知しなかつたことにより生じた荷物の減失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

第二十九条 荷物の損傷又は一部減失についての当店の責任は、荷受人が留保しない限り、荷物を一切負いません。
2 第七条第一項第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の減失、損傷又は遅延については、損害賠償の責任を負いません。
3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を当店に通知しなかつたことにより生じた荷物の減失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

第三十条 当店は、荷物の減失による損害については、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいう。以下同じ)を基準に、1送り状ごとに500万円を賠償限度額(以下「限度額」という)の範囲内で賠償します。
2 複数の個人情報報告が含まれた荷物が減失するなどの事由により、荷物に関して第三者損害賠償責任等の損害が生じた場合についても、当店は、前項の限度額の範囲内で賠償します。

第三十一条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物が減失、著しい損傷が生じたときは、運賃等を払い戻していただきます。この場合において、当店が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

第三十二条 当店の責任は、荷物の引渡しされた日(荷物の全部減失の場合にあつては、その引渡しされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2 前項の期間については、荷物の減失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

第三十三条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第三十四条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたときは、又は当店がこれを知つたときは、この限りでありません。

第三十五条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が減失若しくは損傷し、又は荷物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償

する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。